

議題1 本会議名称及び担当事務の変更について（報告）

1 介護保険法抜粋（令和6年4月1日改正）

（指定介護予防支援事業者の指定）

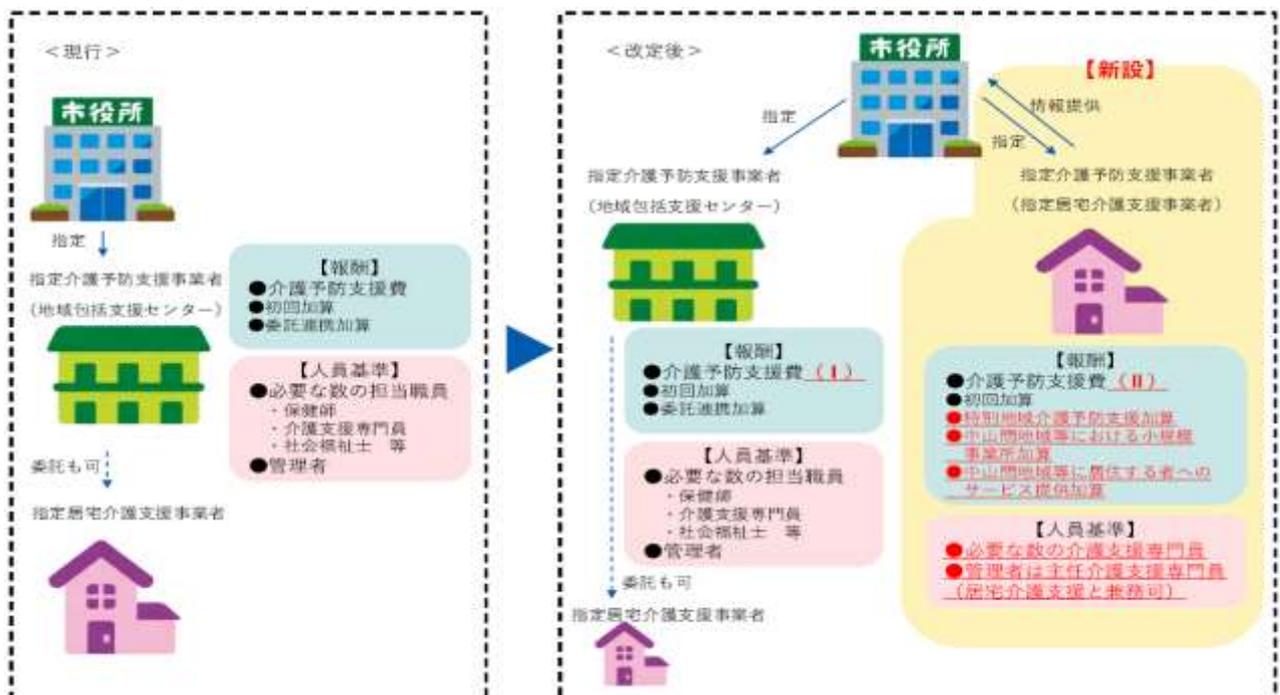
第百十五条の二十二

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、**あらかじめ**、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（介護予防サービス計画費の支給）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

今までは、地域包括支援センターから委託を受けて、サービスを提供していましたが、「指定居宅介護支援事業者」が市から追加の指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。



2 「安城市附属機関の設置に関する条例」変更点

介護保険法改正に伴い、令和6年9月議会にて、次の改正をしました。

変更点	旧	新(令和6年10月2日改正)
会議体名称	安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会	安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会
担当事務	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項の調査審議	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項並びに介護予防支援に係る事業者の指定に関する事項の調査審議

3 変更理由

介護予防支援事業所の居宅介護支援事業所追加指定開始により、審議対象が地域包括支援センター以外にも拡大したため、指定審議については本委員会で一括して担当するよう整理しました。

会議体	旧	新
安城市介護保険地域包括支援センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● あんジョイプランの進捗管理 ● 地域包括支援センターの設置、運営等審議 ● 介護予防支援事業者(包括)の指定審議 	<ul style="list-style-type: none"> ● あんジョイプランの進捗管理 ● 地域包括支援センターの設置、運営等審議
安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型サービスの額 ● 地域密着型サービス事業の指定基準等に関する事項の審議 ● 地域密着型サービス事業者の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型サービスの額 ● 地域密着型サービス事業の指定基準等に関する事項の審議 ● 地域密着型サービス事業者の指定 ● 介護予防支援事業者の指定審議

4 今後の指定スケジュール

下表のとおりを予定します（地域密着型サービス同様、年4回審議）。

時期	内容
① 1 2月末 ② 3月末 ③ 6月末 ④ 9月末	新規指定申請の提出×切
① 2月中旬 ② 5月中旬 ③ 8月中下旬 ④ 1 1月中旬	本委員会による意見の聴取（諮問及び答申）
① 3月1日以降 ② 6月1日以降 ③ 9月1日以降 ④ 1 2月1日以降	指定及び事業所あて通知
各指定日等	市内地域包括支援事業所へ情報共有（メール想定）